



2024年5月22日

各位

会社名 スカイマーク株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 洞 駿  
(コード番号：9204 東証グロース)  
問合せ先 執行役員・IR室長 田上 馨  
(TEL. 03-6853-7222)

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2024年5月22日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2024年6月26日開催予定の第28回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

### 1. 本制度の導入の目的及び条件

#### (1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。なお、2024年1月9日開示の「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による自己株式の買付けに関するお知らせ（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による自己株式の買付け）」に記載の通り、当社従業員に対して譲渡制限付株式報酬を付与する方針であり、当社一丸となって、より一層の企業価値向上を目指してまいります。

#### (2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、金銭の払込み若しくは財産の給付を要することなく譲渡制限付株式（以下「本株式」といいます。）を取締役の報酬等として付与し、又は、本株式の付与を受けるため現物出資財産として当社に給付する金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2011年6月22日開催の第15回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

### 2. 本制度の概要

本制度による本株式の付与は、①取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法、又は②対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させて、当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法のいずれかの方法により行うものといたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間10万株以内とし、その報酬総額は、現

行の金銭報酬額とは別枠で年額100百万円以内といたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。）。

また、上記②の方法により当社の普通株式を発行又は処分する場合、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の本株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①譲渡制限期間中、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

以上